

(3) 具体的な制度の内容

平成18年全国知事会・全国市長会「新たなセーフティネットの提案」がベース

ボーダーライン層（生活保護受給者のうち、稼働可能層も含む）

→ 「雇用・労働施策」

- ・生活保護制度に優先する制度として、現行の第二のセーフティネットを拡充
- ・失業が生活保護に直結しないよう、就労自立を促進（ハローワークによる強力な支援など）

生活保護受給者のうち、稼働可能層

→ 「集中的かつ強力な就労支援」

- ・雇用・労働施策を活用しても就労が容易ではない場合には、期間を設定し、集中的かつ強力に就労自立を促進 ※同時に、ハローワークが強力な支援を行う
- ・就労へのインセンティブが働く制度設計を行う
- ・就労できない場合には、自立支援の一環としてボランティア等へ参加

高齢者層

→ 「年金制度と整合する生活保障制度」

- ・年金制度との整合を図る
- ・ケースワーカーは稼働可能層へ投入

地域やNPO、社会的企業との連携

集中的かつ強力な就労支援制度

○期間を設定した、集中的かつ強力な就労支援

- ・被保護者のうち、稼働可能な者を対象に就労指導を行うとともに、就労するまでの間は正当な理由がない限り、ボランティアや軽作業、短時間の就労等をはじめとする社会的自立を支援するプログラムへ参加する仕組みを構築する。
- ・実施機関は、被保護者の社会的自立に必要な機会を提供するものとする。
- ・自立支援の期間は1年をひとつの目安とし、その間に次に掲げる支援を行うことを標準とする。（ただし、個別のケースに応じて、期間設定や支援内容の変更は可能とする）

プログラムの内容

基本的な生活訓練、就労準備訓練、就労体験、実施機関が提供する社会的自立に必要な機会への参加、ボランティア等への参加

- ・生活保護から就労自立できない場合、実施機関は26条の適用について例えば3年あるいは5年といった一定期間ごとに改めて判断する。
 - ・プログラムへ真摯な態度で参加し、自立に向けて最大限の努力を行ったか
 - 例 欠席率、面接に行った回数、就労体験やボランティア等への参加回数及び態度 等
 - ・生活保護から自立ができないことについて、客観的に正当と認めうる理由があるか
 - 例 重度の障害・慢性病、重度の障害・慢性病の家族がいる、育児休業の対象となる子どもがいる 等

○就労へのインセンティブが働く制度設計

・就労等収入の本人還付

早期の自立につながるよう、就労等の収入に応じて一定額を積み立てて生活保護から自立する際に本人へ給付する、あるいは、基礎控除について就労を伴う必要経費部分と勤労意欲の助長部分に分け、勤労意欲の助長部分を積み立てて自立する際に給付し、生活保護から自立すると一気に発生する税・社会保険料・医療費等の負担に充当できるようにする。また、自立するまで給付されないため、自立意欲の喚起につながる。

・勤労控除の拡大

未成年者控除の1.5倍程度の増額や、新規就労控除の対象に就労支援プログラム対象者を含めるなど対象の拡大により、若年者の就労意欲を助長する。

・一般世帯との均衡を考慮した保護費の見直し

生活保護費と年金、最低賃金との均衡を図るよう、国へ社会保障制度等の改革を強く要望する。

○ボランティアや軽作業、短時間の就労等への参加

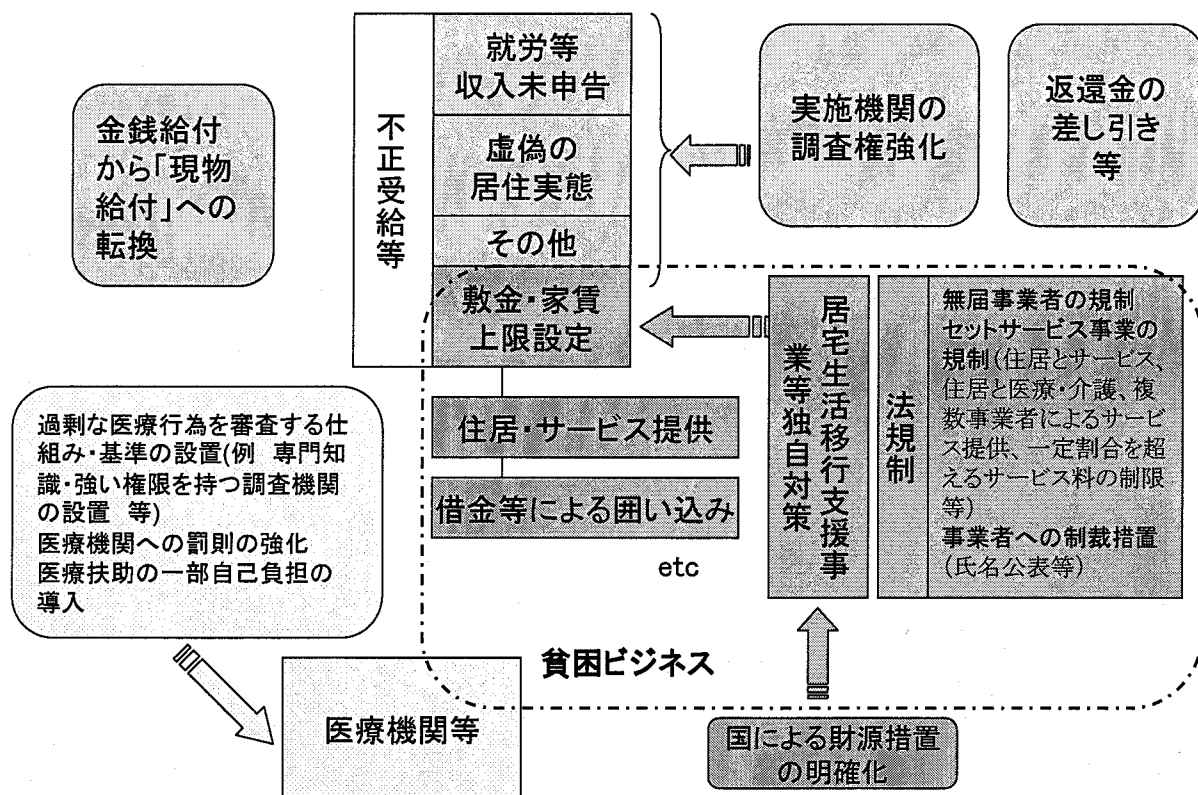
・集中的かつ強力な就労支援の制度にボランティアや軽作業、短時間の就労等のメニューを設定

生活訓練や就労支援を行う間も、自立支援の一環としてボランティアや軽作業、短時間の就労等へ従事する仕組みを構築する。

・無償のボランティア等の活動を経済的価値に換算

活動を経済的価値に換算し(例えば類似業務の時間当たり単価×従事時間で算出)、報酬相当額を生活保護費ではなくボランティア等の活動の対価として位置づける。
(位置付けを変更するが、トータルの支給額は変わらない)

2 生活保護の適正化～市民から信頼される「不正を許さない制度」へ～



(1) 生活保護法改正による実施機関の権限強化

制度改革を待つまでもなく、新たな経費負担を伴わず実行できる具体的提案

生活保護法等改正案
全体は別添資料

○調査先の回答義務(生活保護法29条の改正)

- ・報告を求められた者への回答義務の設定(明文化することにより、本人同意書も不要。
個人情報保護法とも抵触せず、個人情報保護を理由に回答を拒否できない)
- ・正当な理由なく回答を拒否する者への過料を科す
- ・資産及び収入の状況のみならず、必要な事項に関する調査権を設定

○不正受給に関する調査権(新条文を追加)

- ・不正受給者については、保護廃止後も実施機関に調査権を付与

○返還金の差し引き(新条文を追加)

- ・現行法63条や78条に基づく返還金・徴収金について、最低限度の生活の維持に支障のない限度において、あらかじめ保護費から差し引いて支給

(2) 医療扶助の適正化を図るための仕組みづくり

診療行為の実施者としての医療機関に対し、指導・監査を行い、是正を求める仕組みと権限の再構築、及び、受診者としての被保護世帯が自らの受診内容等を把握する動機付けや仕組みづくりが必要であり、国において医療制度及び保護基準の考え方の整理を行う必要がある。考え方の整理にあたっては以下の項目を早急に検討すべきである。

○医療機関に対する指導、監査等を総体的に行う国機関の創設

- ・国保、社保とも連携し、医療機関に対して適切な医療を提供するよう指導・監査を行い、不適切な医療行為等があれば是正させる権限を持たせる

○医療費の一部自己負担の導入

- ・医療機関への受診内容等を本人に把握させることで、過剰な医療行為の抑制につなげる
- ・ただし、自己負担を導入しても、最低生活を保障する仕組みとする

○医療扶助支給額の本人通知

同上

(3) 国において、関係機関に対する協力要請や必要な制度設計を行うなど、適切な措置を講じていただきたいもの

生活保護法による立法化にはなじまないが、制度の矛盾として解消を要請

○資産調査の金融機関への一括照会

○犯罪を繰り返す者への自立更生のための支援制度の整備

○生活保護水準と年金制度、最低賃金制度の整合

○稼働能力を判定する第三者機関の設置

○医療機関に対して総体的に指導・監査を行い、是正を求める権限を持つ国機関の創設

(国保・社保などと連携)

3 生活保護費の全額国庫負担～国民みんなで支える「生活保護制度」へ～

憲法が保障するナショナルミニマムである生活保護制度

生活保護費の全額国庫負担

生活保護は、ナショナルミニマムとして国の責任において実施すべきであり、その経費は、本来、全額国が負担

リーマンショック以降の不況による生活保護世帯の増加は全国的な問題

生活保護世帯急増に対する緊急的財源措置

リーマンショック以降の生活保護急増に伴う保護費の増加分については国による財源措置を行うこと
平成21年度補正予算額 270億円
平成22年度予算における急増の影響額※1 377億円 } 約650億円(うち市費負担167億円)

大都市に負担が集中することによる地域間不公平

居住地不定者に係る生活保護費の国庫負担

地域間不公平を解消するため、制度改革がなされるまでは、少なくとも居住地不定者に係る生活保護費は国庫負担とすること

居住地不定者に係る生活保護費(試算額※2) 年間約96億円(うち市費負担約24億円)

数字はいずれも大阪市の数値 ※1 任期付職員にかかる人件費・物件費含む ※2 平成21年度実績を基に試算

おわりに

- ◇生活保護制度は、昭和25年の制度創設以来、抜本的な改革が行われていないことから、社会経済情勢の変化に対応できておらず、制度疲労を起こしている。
- ◇とりわけ、一昨年のリーマンショックに端を発した急激な景気の後退により、生活保護受給者は大幅な増加を続けており、保護率の高い大都市においては、生活保護に要する負担の増加が財政全体を圧迫し、行政運営に支障をきたしている。
- ◇さらに、年金制度や最低賃金制度との不整合などの制度の矛盾が顕在化し、国民の不公平感やモラルハザードを招いている。このまま放置すれば制度への信頼が失われる恐れがある。国や国民のあり方にも関わる重大な問題ともなる。
- ◇国においては、こうした危機的な状況を十分に認識し、総合的な見地から、今日の社会経済情勢に対応した、新たな社会保障制度の構築に早急に着手するよう、厳に要請する。
- ◇その際には、現場を良く知る地方自治体との意見交換の場を必ず設定するよう、あわせて要請する。